

令和 3 年第 4 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和3年4月28日（水）午後2時00分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
選第1号	多治見市地籍調査推進委員会委員の推薦について	1件
議第7号	農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について	1件
議第8号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	1件
議第9号	特定農地貸付の承認申請について	1件
報第7号	農地法第5条届出における公売・競売買受適格者証明願専決受理の報告について	1件
報第8号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	11件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	玉木 芳幸	
2	長江 あさみ	
3	山内 晃三	
4	伊藤 明石	
5	市原 勝美	
6	坂崎 寛治	
7	右高 一朋	
8	若尾 武彦	
9	河地 友次	

10	鈴木 隆	
11	富田 良一	
12	若尾 茂	
13	久野 孝好	
14	加納 洋一	
15	梶田 達行	
16	東 一二美	
17	日比野 敏夫	

議長 ただいまより、令和３年第４回農業委員会総会を開会する。
 本日は、17名全員の出席。従って、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第9条第1項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、4番 伊藤 明石 委員、5番 市原 勝美 委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。はじめに選第1号「農多治見市地籍調査推進委員会委員の推薦について」を上程する。選第1号について事務局より説明願う。

事務局 多治見市長から地籍調査推進委員会の委員推薦依頼があったので議題とさせていただいたもの。多治見市では円滑な地籍調査事業の実施を目的として地積調査推進委員会を設置しており、規則により農業委員会から1名を委嘱することになっているため今回依頼があったもの。委員の任期は令和3年6月1日から令和6年5月31日までの3年間、報酬費は1回出席につき5,000円、委員会は年1回7月頃に開催予定。

議長 委員の推薦についてどのように選出したらよいか、何かご意見はありますか。

7番 議長一任でどうか。

議長 議長一任の意見がありました。私から推薦することによろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、私から推薦をいたします。地籍調査推進委員会に本委員会職務代理の坂崎寛治委員を推薦いたします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手によりまして、農業委員会代表として、坂崎寛治委員を地籍調査推進委員会として、決定させていただきます。

議長 次に、議第 7 号「農地法第 6 条第 1 項及び同法施行規則第 58 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の報告について」を上程する。議第 7 号について事務局より説明願う。

事務局 農地所有適格法人は、毎年事業年度の終了 3 ヶ月以内に農業委員会に報告書を提出することになっており、今回報告があったため、議題とするもの。報告のあった農地所有適格法人は有限会社廿原ええのお。事業の種類は農業のほか委託業務を行っており、直近 4 年分の売上実績は記載の通り。役員、農業従事者についても記載の通りで、別紙に廿原ええのおに農地を貸出している方の氏名、議決権数、提供面積等の一覧、昨年度の貸借対照表、損益計算書を添付している。

議長 廿原ええのおについては、今月 12 日に農業委員会で視察を行っており、経営内容については大体イメージが付いていると思う。議第 7 号について何か発言は無いか。

議長 発言がないので、議第 7 号について採決を行う。議第 7 号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 7 号は承認することに決定する。

議長 次に、議第 8 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程する。議第 8 号について事務局より説明願う。

事務局 1 件。

申請番号 1 所有権移転。譲渡人、■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■。譲受人、■■県■■市■■町■■■■■■■■、■■■■。土地は 2 筆。1 筆目。山吹町 2 丁目■■番、畑、664 m²。2 筆目。■■番、畑、842 m²。2 筆合計 1,506 m²。転用目的は太陽光発電施設の設置。周りに水路が無いので、敷地の周囲に板を設置して自然浸透させる計画。開発面積が 1,000 m²を超えており、多治見市の土地開発指導要綱、雨水流出抑制施設設置要綱、美しい風景づくり条例の規定に基づく協議を関係課と行うこととなる。

議長 議第 8 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

17 番 現地を確認し、譲渡人にお会いして来た。写真の状態は業者が一度草を刈った状態であり、去年の農地パトロールの際はもっと荒れ果てた状態となっていた。以前この辺りは畑が続いていたが、時代が変わり世代が変わり耕作をする人がいなくなってしまったとのこと。事務局からの説明の通り、行政との話し合いも滞りなく進んでいることもあり、農地として利用することは現実的でないことから、太陽光発電施設が設置されることに問題はないと判断した。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので、議第 8 号について採決を行う。

議第 8 号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 8 号は承認することに決定する。

議長 次に、議第 9 号「特定農地貸付の承認申請について」を上程する。議第 9 号について事務局より説明願う。

事務局 特定農地の変更申請があったもの。土地は大藪町字和瀬粗居■■■■

番、田、1,565 m²及び■■■番、田、1,566 m²の2筆。相続により所有者が変更となった。新しい所有者は2筆とも■■■市■■■町■■■番地の■、■■■。市民農園として陶都信用農業協同組合に貸付けをされており、契約期間は4月7日から3年間。

議長 議第9号について、地元委員から意見があれば発言願う。

5番 この農地はJAとうとがレジャー農園として借りており、9割ほど耕作され、きちっと管理されている。所有者のお兄さんにお話を聞いたところ、このままの状態で維持をすること。所有者は住所地に現在住んでいない。住所地である実家をリフォーム中であり、完了次第、実家に戻ってくること。このため支障はないと考える。

議長 駐車場は問題ないか。

5番 駐車場は川沿いにある道路の片側に寄せて止めることになるが、苦情は出ていない。また、付近の方は自転車等で来たりして耕作をしている。レジャー農園利用者からは、昨年、事務局から草刈りの依頼通知を出して刈っていただいた南側の農地について、また草が伸びて雑草の種が落ちたり害虫が来たりするのできちっとして欲しいと言われた。

議長 他に発言はないか。

7番 昔この辺りは水田ばかりであったが、最近は様子が変わってきて、農振地域だが有効利用ができていない状況。

議長 広い農地が有効利用されていないのは課題である。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので、議第9号について採決を行う。議第9号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第9号は承認することに決定する。

議長 次に報告事項に入る。報第7号「農地法第5条届出における公売・競売買

15 番 申請番号 11 について。現地を見てきたが、■■番の土地は土手となっており、駐車場としては利用できない。譲受人に会うことができ確認したところ、市の担当者の指示で駐車場として申請したと聞いたがどうか。

事務局 司法書士の方が窓口に見えて確認したところ、当該地の前面道路の幅員が狭く、車の転車場として利用すると言われたことが一つ、もう一つの理由として当該地は道路の法面で農地性がない事を鑑みて申請を受け付けることとした。

15 番 事前送付の資料に駐車場となっていたが。

事務局 説明が不十分だった。お詫びする。

議長 他に発言はないか。

7 番 全体の事だが事前送付資料の地図について。新しい地図の場合と古い地図の場合があるが、申請者が持ってきたものか。

事務局 基本申請者が持ってきたものだが、明らかに古いものについては事務局で作り直している。

7 番 それでもばらつきがある。決まりはあるのか。

事務局 決まりはない。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので報第 8 号を終了する。その他に議案以外に意見があれば、挙手を願う。

6 番 前回に引き続き小泉町 1 丁目の土地について。水路に土が溜まった状態で、5 月に入れば水が入る。道路河川課に話をした。道路河川から業者に話をすることになった。ダンプが出入りしているので何も工事はしていない訳ではなさそうだが、話が通じていないのか。

議長 水路に泥が溜まったままか。

6 番 溜まったままである。耕作には直接影響は無いが、水路から水が溢れる恐れがある。

議長 水路に溜まった土砂を早く取り除く必要がある。総会終了後、再度、道路河川課に確認をすることとする。他に発言はないか。

16 番 東栄町 4 丁目。土岐川の高さ 5 メートル位の土手に人が入れるぐらいの 60 センチぐらいの土管があり、土岐川が増水すると土岐川からの水が土管を通じて田んぼに入ってきて、水が引くときに田んぼの土が流れてしまう。庄内川河川事務所の所長に相談をして現場を見に来てもらい、河川事務所から連絡を受けて道路河川課も見に来たが、今後の対応がはっきりしない。出水期が近付いてくるので何とかして欲しいと道路河川課にお願いしている状況。

7 番 土管に繋がった水路は排水のためにあるのか。土岐川が増水すると逆流してくるということか。

16 番 その通りである。東栄町 4 丁目の水路はそこに集まっている。

議長 総会終了後、本件も道路河川課に確認をすることとする。他に発言はないか。

1 番 配布資料の令和 3 年度行事予定の中に 6 月 5 日駅北ファーム 8 周年イベントとあるが、こういった取り扱いをしたらよいか。

7 番 私が責任者となるが、コロナの関係もあり例年のようなイベントは行わず、昨年と同様にお客さんに粗品を渡すことを行う。

事務局 広報 6 月号で周知をするので、ご承知おき下さい。

議長 他に発言はないか。無ければ私から。今月 12 日、廿原ええのお、もみじかえで研究所の視察研修について 14 名の方に参加いただき、ありがとうございました。私の感想ですが、直播という手法はこれまでの田植えのイメージが変わり、畑に粃をまくような感じであった。発芽直前に除草剤をまく、肥料に窒素のみを使うというのは驚きであった。

事務局 数年に 1 回は、稲刈りのあと代掻きをするまでに肥料として牛糞を入れているようです。

議長 参加された委員、何か発言はありますか。

17 番 もみじかえで研究所の■■氏、以前に東濃西部総合庁舎で活動のお話をされており、■■氏自身が大学で博士号を取得されていてアントシアニンとかの化学物質の知識も豊富で、大学卒業後は三菱商事に入られて商社マンとして活躍されたこともあり、商売もできる有能な方である。今後何か新しいことをするときに助言を受けるとかジョイントを依頼する事とかできる有能な方が多治見におられるのは良い事である。

議長 他に発言はないか。

15 番 試飲の際、もじみ成分が糖尿病にも効果があるということで、もじみサイダーを飲み始めた。

事務局 効果を求めるのであれば、砂糖が入ったサイダーではなく、もみじ茶を飲まれた方がよいです。

議長 他に発言はないか。本当に米ができるのかを実際に確認するために、農業委員会として稲刈り前にもう一度見に行きたいと考えている。

6 番 あのような大きな水田経営を見ると、我々のところでは水田経営は成り立たないと感じた。宅地化が進み、水田が点在するようなどころでは無理だという感覚で見えてきた。

議長 他に発言はないか。発言がなければ本日の議案については以上をもって終了する。その他、事務局で連絡事項等あれば発言願う。

事務局 お配りした支給明細書について。2 枚あるが 1 枚は活動実績払い分の支給明細となっています。1 年分を 3 月に締めてそのあとお支払いさせていただいているものですが、毎月提出して頂いている活動記録簿の中で、人・農地プランの活動、担い手への集積・集約の活動、遊休農地の発生防止に対する活動の実績に対する報酬となります。

事務局 お配りした緊急連絡網について。日比野委員の携帯電話番号が変わったので差替えをお願いします。

事務局 次回の総会開催日は、5 月 26 日水曜日の午後 2 時から。場所は本庁舎 4 階会議室にて開催。

以上。

(閉会 午後 3 時 15 分)

事 務 局

事務局長	岩田	卓也
課長代理	柳生	芳憲
主 査	岡田	聡
主 査	玉山	永恵

令和 3 年 4 月 28 日

議事録署名

4 番

5 番

議長